

令和6年7月23日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 福田 裕之
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
X-132	防衛駐在官候補者に対する語学教育（イタリア語）（単価契約）	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和7年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和6年8月19日（月）10：45
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
（3）令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
（4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（6）適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免 除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、
11. そ の 他
（1）仕様書受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
（2）細部入札要領については入札仕様書とあわせて配布する「一般競争入札の案内について」のとおり。
（3）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
（4）この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和6年8月6日（火）15：00までに提出しなければならない。
（5）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和6年8月15日（木）までに、下記担当者必着分を有効とする。
（6）落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
（7）入札案内（仕様書）の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 （庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内（仕様書）のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 仕様書送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 黒田 電話 03-3268-3111 内線 20822

適合条件

- 1 各業者における、証明するに足る関係書類の提出を求める。
なお、書類については、これまでに何らかの形で防衛省へ提出又は説明済みのものであっても、漏れなく提出するものとする。
- 2 提出書類
 - (1) 施設環境等について、以下の事項がわかるもの。
 - ア 教育を行う契約相手方の教室は、平日早朝及び夜間にも授業を実施する観点から、防衛省（新宿区市谷本村町 5-1）から 8 km 圏内で通える場所に、複数の教室を有すること。（レンタルルーム等のように常時教育に使用できない教室は不可。）
 - イ 教室は受講者が授業に集中できるよう、個室とすること。（パーテーション、アコーディオンカーテン及びカーテン等で仕切られた部屋は不可。）
 - (2) 講師の資質等について、以下の事項がわかるもの。
当該言語について教授経験がある講師を有すること。
その他は以下のとおり。
 - ア 教育を担当する言語を母国語とする者、または母国語と同等の能力を有する者であること。
 - イ 4 年制大学卒業相当の資格を有していること。
 - (3) 提出書類の形式等については以下のとおりとする。
 - ア 書類の形式
形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示するとともに、社印を押印のうえ、上記書類順で綴るものとする。
 - イ 提出部数
各 1 部
 - ウ 提出期限
令和 6 年 8 月 6 日（火）15：00 まで
 - エ 虚偽がないものとする。
 - オ 書類提出後、官側から細部補足資料等及び社内監査を求める場合がある。
 - カ 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日の 18 時 15 分までとする。